

みずほけんぽニュース

MIZUHO

2026 no.55 秋号

P.2 【KENPO for all】けんぽからのご案内

P.3 令和7年度 決算のお知らせ

P.4 高額療養費制度が見直されます

P.6 医療費控除の確定申告はマイナポータル連携で

P.7 「医療費控除用通知」について

P.8 出産育児一時金付加金の増額について／
みずほ健保組合お問い合わせ先

P.9 みずほ健保組合のホームページを
リニューアルしました

P.10 被扶養者に係る異動届出について／加入資格を
喪失したら資格確認書の返却を

P.11 **重要なお知らせ** 2027年4月以降の
健診予約方法の変更について

P.12 からだの相談・こころの相談／公告



湖畔のパンパスグラスと富士山(山梨県)



予防・健康づくり
推進優良組合

みずほ健康保険組合

けんぽからのご案内

～「高額療養費制度」の見直しと 「出産一時金付加金」の増額について～

日頃より、当健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年7月に「健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、「高額療養費制度」が見直されました。「高額療養費制度」は、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が、年齢や所得に応じた自己負担限度額を超えた場合に、その超過分を支給する制度ですが、令和8年8月からは、制度を将来にわたり維持していくために、月ごとの自己負担限度額が見直される一方、新たに「年間上限」が設けられることになりました。ただし、みずほ健保の付加給付は従来通りのため、収入区分に応じた最終的な自己負担額に変更はありません。

一方で、「出産育児一時金付加金」は、出産にかかる費用の軽減のため支給されている「出産一時金」（原則として50万円）に加え、当健保では8万1千円を支給していますが、令和8年10月1日以降のご出産から14万円への引き上げを予定しております。

また、「けんぽニュース」と並び組合員の皆さまにご利用いただいている当組合の「ホームページ」は、今般より見やすくなるようリニューアルを実施し、また皆さまのご質問に即座に24時間365日ご回答できるよう「チャットボット」を導入致しました。是非ご活用いただければ幸いです。

当健保では、健診結果やレセプト等のデータを活用し、生活習慣病の発症予防や重症化予防に重点的に取り組む「攻めの予防医療」を進め皆さまが健康であり続けることを最大の目的とし、各種の施策を実施して参ります。引き続き皆さまのご理解をお願い致します。

令和7年度決算組合会が7月28日に開催され、みずほ健康保険組合の令和7年度収入支出決算案が可決承認されました。その概要をお知らせいたします。

令和7年度 決算概要表 (単位: 百万円)

一般勘定

▼ 収入

項目	令和7年度 予算額	令和7年度 決算額	増減
健康保険収入(保険料等)	40,156	42,261	2,105
調整保険料収入	712	746	34
繰入金	3,274	11	△ 3,263
国庫補助金収入	31	1,327	1,296
診療所収入	924	851	△ 73
出産育児交付金	23	23	0
財政調整事業交付金	409	426	17
雑収入	55	155	100
収入合計	45,584	45,800	216

実体収入	42,354	45,800	3,447
実体支出	43,882	43,302	△ 580
実体収支	△ 1,528	2,498	4,026

実体収入 = 収入合計 - 別途積立金繰入

実体支出 = 支出合計 - 予備費

▼ 支出

項目	令和7年度 予算額	令和7年度 決算額	増減
事務所費	458	389	△ 69
保険給付費	20,672	20,676	4
法定給付費	19,536	19,572	36
付加給付費	1,136	1,104	△ 32
納付金	19,171	19,233	63
保健事業費	1,161	968	△ 193
営繕費	4	0	△ 4
診療所費	1,528	1,223	△ 305
財政調整事業拠出金	712	734	22
その他	176	78	△ 98
予備費	1,702	0	△ 1,702
支出合計	45,584	43,302	△ 2,282
収支差引	0	2,498	—

項目	令和6年度 末残高	令和7年度 末残高	増減
準備金残高	8,926	8,926	0
別途積立金残高	33,550	36,016	2,466

※四捨五入の関係により差異表示があります。

介護勘定

▼ 収入

項目	令和7年度 予算額	令和7年度 決算額	増減
介護保険収入	5,576	5,885	309
繰越金	250	250	0
雑収入	1	4	3
収入合計	5,827	6,139	312

▼ 支出

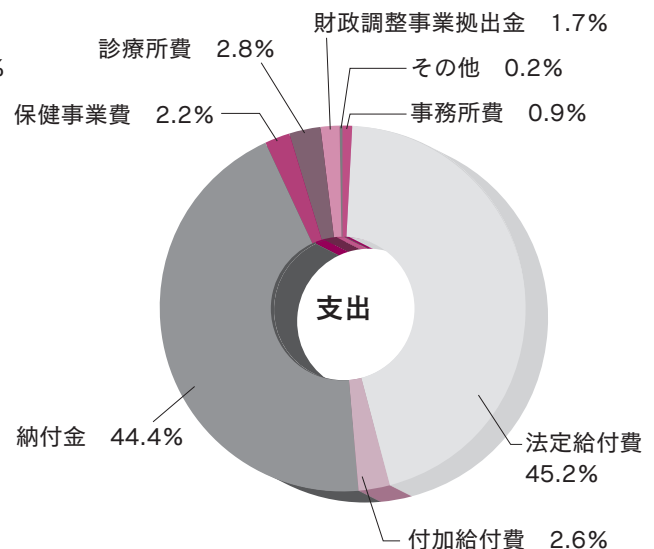
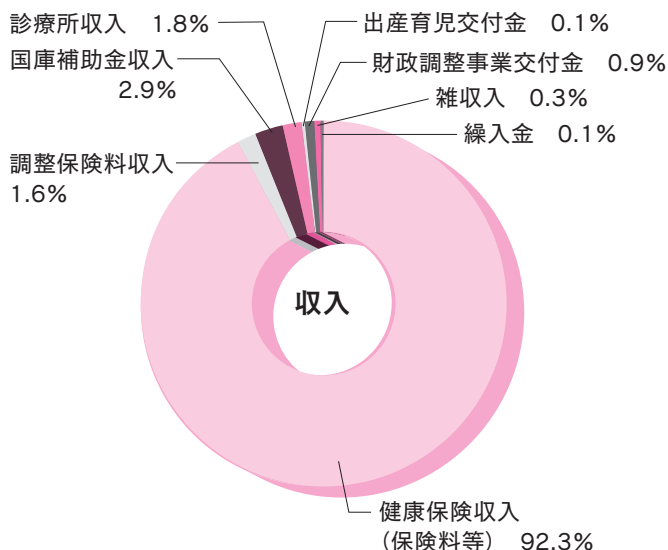
項目	令和7年度 予算額	令和7年度 決算額	増減
介護納付金	5,345	5,345	0
還付金	5	2	△ 3
予備費	477	0	△ 477
支出合計	5,827	5,347	△ 480
収支差引	0	792	—

決算の基礎数値

被保険者数	64,285 人
平均標準報酬月額	540,440 円
年間標準賞与総額	138,428,549 千円

健康保険料率	79.0% (事業主 51.0%・被保険者 28.0%)
介護保険料率	16.80% (事業主 8.40%・被保険者 8.40%)

グラフで見る決算状況



令和8年8月から 高額療養費制度が見直されます



高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

公的医療保険制度の持続可能性の確保

高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

新たに年間の上限額が新設されました

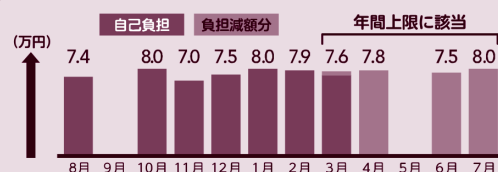
月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。

※年間とは8月から翌年の7月までをさします

年間上限額の新設により、
以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて高額な医療を受けた方

例：これまで多数回該当に該当しなかった方
(区分ウ：年収約370万円～約770万円)の場合



ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

- 多数回該当
直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。
- 外来特例 (70歳以上で現役並み以外の方)
外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

上限額は所得等に応じて異なります。詳細は厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

お問合せはご加入の保険者まで

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合
- 国民健康保険組合
- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村 (国民健康保険担当、後期高齢者医療担当)

なお、今回の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター

☎ 0120-617-111

においても承っております。

※対応時間：月曜日～土曜日 9時～18時 (日曜日・祝日・年末年始は休業)
※運用期間：令和8年7月～令和9年3月



詳しくはこちらから

高額療養費制度の上限額

(令和8年8月から令和9年7月まで)

※高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施します。

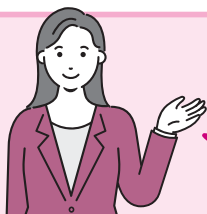
下の表は令和8年8月から令和9年7月までの内容です。令和9年8月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

適用区分		被保険者の所得区分	入院+外来【月額上限】 (世帯ごと) <多数回該当>	入院+外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円+1% <140,100円>	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円+1% <93,000円>	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円+1% <44,400円>	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 <44,400円(※1)>	530,000円(※2)	月額上限 22,000円 (年間上限 21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 <24,600円>	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 <24,600円>	290,000円	月額上限 11,000円 (年間上限 9.6万円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限 8,000円

※1 年収約200万円未満である者は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる(44,400円→34,500円)。

※2 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

※ご自身の適用区分は、マイナポータル、又は限度額適用認定証等でご確認いただけます。



みずほ健保の付加給付は変更ありません。
最終的な自己負担額は引き続き下表の通りです。

「一部負担還元金」(家族療養費付加金)

同一月にかかった医療費自己負担額(高額療養費制度適用後の支払額を含む)から、それぞれ被保険者の区分に応じて当健保が定める自己負担限度額を差し引いた額

※医療費自己負担額とは、被保険者、被扶養者各人ごと、医療機関ごとで、同じ医療機関であっても、医科入院、医科外来、歯科入院、歯科外来に分けて計算する

※院外処方の場合、医療機関と院外調剤薬局とで支払った金額を合算して計算する

※入院時の食事代、差額ベッド代等の保険適用外の負担額は対象外

※100円未満切り捨て

医療費の自己負担限度額

適用区分		所得区分	自己負担額
70歳未満	70歳以上		
ア	現役並みⅢ	標準報酬月額 83万円以上	40,000円
イ	現役並みⅡ	標準報酬月額 53万円～79万円	35,000円
ウ	現役並みⅠ	標準報酬月額 28万円～50万円	25,000円
エ	一般	標準報酬月額 26万円以下	20,000円
オ	低所得者Ⅰ・Ⅱ	住民税非課税	20,000円

医療費控除の確定申告は マイナポータル連携で

毎年2月9日以降、
マイナポータル連携で
1年間分の保険診療分の
医療費の情報を取得できます
保険医療機関・保険薬局等の公的医療保険
に係る医療費の情報となります。

医療費の情報を
確定申告書に
自動入力

マイナンバーカード × スマホ で
メリットたくさん、ラクラク手続

領収書の
集計や入力
が不要



家族分の
医療費の情報も
取得可能

領収書の
管理や保管
が不要

確定申告 も マイナ保険証 も
マイナンバーカード におまかせください

読取
不要

「iPhoneのマイナンバーカード」をご利用の場合、実物のマイナンバーカードをかざすことなく
医療費控除の確定申告ができます。



医療費控除のマイナポータル連携

医療費控除のマイナポータル連携
の方法についてご案内しています。



確定申告に関する情報

確定申告に関する様々な
情報をご案内しています。

！ マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください！

有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続やマイナ保険証などのご利用ができません。

お早めの更新手続きをお願いします。

有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁ウェブサイトをご確認ください。



国税庁

デジタル庁

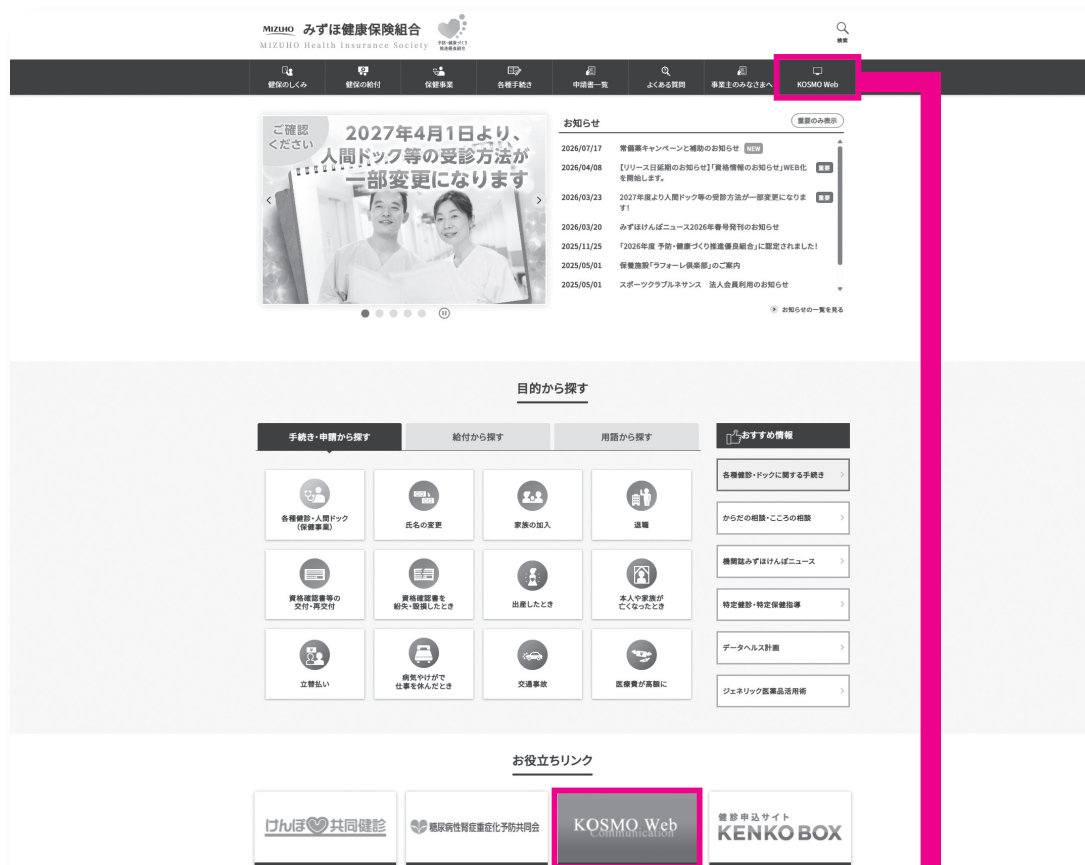


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

R7.10

「医療費控除用通知」について

e-Tax 等で医療費控除の申告をする場合に利用可能な「医療費控除用通知」がみずほ健保 HP 上の KOSMO Web でダウンロードが可能で 2026 年分は 2027 年 1 月中旬から掲載予定です。



ログインして「医療費控除用通知」をクリック

「医療費控除用通知」データ内容は掲載時期によって変わります

データ掲載時期	医療機関・薬局等受診月
毎年 1 月中旬	前年 1 月～ 10 月受診
毎年 2 月中旬	前年 1 月～ 11 月受診
毎年 3 月中旬	前年 1 月～ 12 月受診



…… 申告等に当たっての留意点 ……

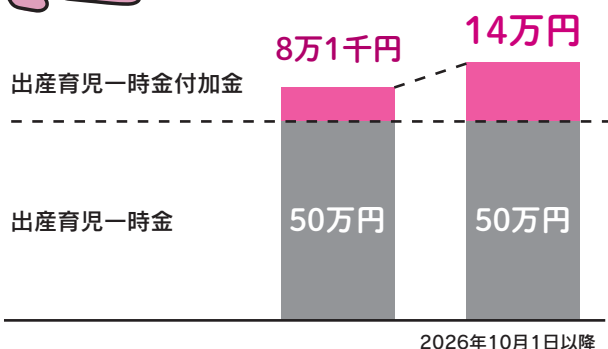
- 医療機関等からの請求が遅延する分はデータ掲載時期も遅れます。
- 医療費控除等の還付申告のみの方は例年 3 月 15 日を過ぎても申告を受け付けています。
- 「医療費控除用通知」のダウンロード後のファイルには識別不能な文字列が含まれていますが、e-Tax 側へアップロード時に識別可能となりますので利用上の問題はありません。
- 「医療費控除用通知」を印刷して添付で申告可能かどうかは **申告税務署** にご確認ください。

医療費控除申告の不明点 (e-Tax 操作方法・修正方法・申告時期含む) は
税務署にお問合せください。

2026年10月から

出産育児一時金付加金の増額について

出産にかかる費用の負担の軽減のため支給されている出産育児一時金(50万円※)に加え、当健保では出産育児一時金付加金として8万1千円を支給していますが、2026年10月1日以降の出産から、14万円に引き上げを予定しています。



※産科医療保障制度の加算対象となる出産の場合 50万円
産科医療保障制度の加算対象外の出産の場合 48万8千円
「出産」とは、妊娠85日以上をいい、生産・死産・流産の別を問いません。また、出生児が2人以上のときは、その数だけ倍数加算されます。

※2026年6月に公布された健康保険法等の改正により、2年以内に新たな給付体系への見直しが行われる予定です。

代表電話を自動音声によりご案内しております。

【受付時間】 9:00 ~ 17:00

(土日祝日・年末年始(12/31~1/3)を除く)

音声案内に従って、番号をお選びください。《音声案内の途中でもお選びいただけます》

みずほ健康保険組合 ☎ 0570-011324

STEP1 お問い合わせ内容		STEP2 お問い合わせ内容		STEP3 健保担当者へおつながしします
選択番号	お問い合わせ内容	選択番号	お問い合わせ内容	
1	加入・脱退・マイナ保険証・資格確認書 ・扶養追加、削除 ・マイナ保険証 ・資格確認書	1	事業所ご担当者様、医療機関様	
		2	退職後も健保加入をご希望の方、または任意継続被保険者の方	
		3	みずほフィナンシャルグループ・みずほ銀行・みずほ信託銀行に所属されている方	
		4	みずほ証券・その他の会社に所属されている方	
2	病気やケガ、出産など、医療費や給付金、高額療養費等	1	治療用装具・立替払い・出産・埋葬料・傷病手当金等の申請	
		2	その他の医療費、高額療養費等 (支給決定通知書・医療費のお知らせはみずほ健保ホームページ KOSMO Webをご覧ください)	
3	人間ドック等各種補助金制度			
4	特定保健指導・郵送検査・その他保健事業			
5	総務	1	みずほ健保内人事・経理	
		2	庶務	

住 所 | 〒100-8176 東京都千代田区大手町一丁目5番5号

FAX | 03-5252-5070・5071

みずほ健保組合のホームページを リニューアルしました

「資格情報のお知らせ」のWEB配信やチャットボットの導入で、さらに便利になりました！
みなさまの手続きや疑問解消をサポートするため新しくなったホームページを、ぜひご活用ください。



1 「資格情報のお知らせ」の WEB配信を開始しました

KOSMO Webでは「医療費通知」「給付金支給決定通知書」や「資格情報のお知らせ」等をご確認いただけます。ご自身の資格情報の確認や、各種手続きの際にぜひご活用ください。

「資格情報のお知らせ」とは

健康保険の資格情報（記号・番号など）を確認・提示できる書類です。マイナ保険証の補助として利用できます。

＼こんなときに！／

- ・マイナ保険証が利用できない場合（機器トラブルや未対応の医療機関などの際はマイナンバーカードとセットで提示すれば受診可）
- ・ご家族の扶養申請、健診や人間ドックの予約・受付時（記号・番号の確認）
- ・マイナポータルにログインできない場合（紙で登録状況を確認）

※原則、本書のみでは受診できません。マイナンバーカードと一緒に保管してください。

2 「みずほけんぽニュース」の バックナンバーをご覧いただけます

年に2回（春・秋）発刊の機関誌「みずほけんぽニュース」では、各種健診のお知らせや、役立つ健康情報などを掲載しています。ぜひご一読ください。

3 チャットボットを導入しました

みずほ健保組合の手続きなどに関する疑問には、24時間365日チャットボットがいつでもお答えします。

各種手続きのご案内など、必要な情報へ迷わず簡単にアクセスできるよう迅速にサポートいたします。ぜひお気軽にご利用ください。

被扶養者に係る異動の届出について

就職（パート・派遣先等での健保加入を含む※¹）、結婚、離婚、死亡などの異動があった場合や被扶養者の年間収入が130万円（19歳以上23歳未満（配偶者は除く）は150万円／60歳以上または厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は180万円）以上となる場合など、被扶養者に変更があった場合は、お手続きが必要です。

※¹ 年収130万円未満であっても、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大の要件に当てはまる方は被扶養者とはならず、自身で健康保険・厚生年金保険に加入することになりますので、みずほ健保の被扶養者からの削除手続きが必要です。

下記をご参照の上、手続書類を事業主（勤務先）経由でご提出ください。（任意継続被保険者、特例退職被保険者の方は、被保険者・被扶養者変更届（任継・特退用）を使用し直接みずほ健保にご提出ください。）

主な変更理由	提出書類	提出期限
子どもなどが就職した	①被保険者・被扶養者変更届※ ² ②就職（パート・派遣等）先から交付された資格情報のお知らせまたは資格確認書（いずれかのコピー） ③該当ご家族のみずほ健保の資格確認書（該当者分）※ ³	事由発生日から5日以内
配偶者などがパート・派遣先等で健保に加入した		
子どもが結婚した	①被保険者・被扶養者変更届※ ² ②該当ご家族のみずほ健保の資格確認書（該当者分）※ ³	
離婚した	①被保険者・被扶養者変更届※ ² ②離婚日が確認できる書類のコピー ③該当ご家族のみずほ健保の資格確認書（該当者分）※ ³	
国内居住要件非該当	①被保険者・被扶養者変更届※ ² ②該当ご家族のみずほ健保の資格確認書（該当者分）※ ³ ※状況に応じて書類の提出を求めることがありますので予めご了承ください。	

※² 「被保険者・被扶養者変更届」は、みずほ健保ホームページから印刷することができます。

また、MHFG、MHBK、MHTB、（共通プラットフォーム人事制度利用者）所属の方は WITH から印刷可能です。

WITH ⇒ OPENTEXT ⇒ 人事事務手続・マニュアル（共通 PF 人事制度）⇒ 03 マニュアル・様式（全社員向け）⇒ 健康保険

※³ 令和6年12月2日以降交付の資格確認書をお持ちの方の場合

加入資格を喪失したら 資格確認書※³の返却を

退職などによりみずほ健保の被保険者でなくなったときや、就職などで被扶養者の加入資格がなくなったときは、資格確認書※³をみずほ健保に返却しなければなりません。みずほ健保の資格確認書※³は、みずほ健保に加入している間のみ使用することができます。

返却をせずに資格確認書※³を使った場合、無資格受診になりますので、後日、医療費の返還請求を行います。

資格喪失後「資格確認書※³」は使えません！



資格確認書※³は資格喪失後、 5日以内に返却を

被保険者が資格を喪失すると、被扶養者のご家族も資格確認書※³を使えなくなります。資格確認書※³はまとめてご返却いただきますようご協力をお願いします。

健康保険高齢受給者証や健康保険限度額適用認定証等がお手元にある場合は資格確認書※³と併せてご返却ください。

【ご返却先】

MHFG、MHBK、MHTB、MHSC、その他の会社…事業主（勤務先）経由でご返却ください。（被扶養者の手続きについては上の表をご参照ください。）

任意継続被保険者・特例退職被保険者の方も、有効期限内に資格を喪失する場合はご返却が必要です。該当の方は直接みずほ健保にご返却ください。

2027年4月以降の 健診予約方法の変更について



「みずほけんぽニュース2026年春号」でもお知らせしましたとおり、
2027年4月から右表5つの健診予約方法が変更となります。

～予約から受診までの流れ～

健診事務代行機関（株式会社イーウェル）
を通じた予約手続きとなります

※2027年度の各種健診予約は2027年4月中旬より
開始予定です

変更となる健診

人間ドック

胃がん検診（内視鏡検査）

大腸がん検診（内視鏡検査）

婦人科検診

胃がんリスク検診（ABC 検診）

※脳ドックの補助金制度は廃止となります

1 みずほ健康保険組合ホームページへアクセス

2 健診申込サイト (KENKOBBOX)へログインし健診機関を選択する

予約方法が選択できます

3 WEB (MRSO.jp) で 予約

web で完結できる予約
方法です。
※受診券は自動発行

3 直接予約

健診機関に電話して予約
していただきます。

3 取次予約

代行機関が代わりに予約する
方法です。
※申込から受診日確定まで2週間
程かかります。
※受診券は自動発行

4 健診申込サイト (KENKOBBOX) で 受診券を申し込む

受診当日は受診券等、健診機関からのご案内に記載の持参物をご確認のうえご受診ください。
2万円の自己負担金(人間ドック)及び補助超過分(全ての健診)は当日窓口でお支払いください。

ご利用いただけない健診機関等について



現在利用可能となっている健診機関のうち、一部契約健診機関から外れ、ご利用いただけなくなる場合がございます。また受診項目についても変更が必要となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

詳細につきましては、みずほ健康保険組合ホームページにて最新の情報を随時更新いたします。

<https://www.mizuho-kenpo.or.jp>

からだの相談・こころの相談

健康、メンタル、育児、高齢者ケア等のご相談をお受けしています。

●国内からの電話でのご相談

 **0120-606-116**

日時予約をしたい方は、アプリ版「みんなの家庭の医学」をダウンロードしご予約のうえご相談ください。

●インターネットでのご相談(国内・海外共通)



アプリ版又はWEB版「みんなの家庭の医学」の登録が必要です。詳しくはみずほ健保HPをご覧ください。

アプリダウンロードはこちら
ユーザー登録方法は
みずほ健保HPをご覧ください。

AppStore Google Play



●海外からの電話でのご相談

アプリ版「みんなの家庭の医学」をダウンロードしご予約のうえご相談ください。



●からだの相談時間

24時間
365日

●こころの相談時間

平日 9:00 ~ 21:00
土曜 10:00 ~ 18:00
日・祝・1/1 ~ 1/3は休み

2026
4月
リニューアル

●健康相談をより安心・簡単にご利用いただけるようになります

団体コード「06130702」を入力するだけで以下の機能がご利用いただけます



みんなの家庭の医学でできること

医療・健康情報への クイックアクセス

症状や医療機関検索が可能
健康記事は毎日追加!



医療専門職に直接相談

電話・メール・面接相談
※こころの相談のみでの相談が可能
各分野の専門職である有資格者がご相談を承ります



信頼できる医療・健康情報と医療専門職への
相談窓口をあなたのお手元に…

※ご契約団体により、ご相談できる内容が異なります
※一部の機能は、これまで通りログインID、パスワード、メールアドレスのご登録が必要です
※ご相談は、匿名でご利用いただけます。所属団体へ個人を特定した報告はされません。

事業所

●事業所の廃止

みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)
8.4.1 (株みずほ銀行と合併)
みずほトラストリテールサポート(株)
8.4.1
みずほ債権回収(株)
8.4.1

公告

みずほ健康保険組合 組合会議員の任期満了により新しく次の方が選出されました。
任期：令和8年8月17日から令和11年8月16日(敬称略)

■選定議員

理事長	(株)みずほフィナンシャルグループ	平野 慎治
副理事長 (常務理事)	みずほ健康保険組合	伊藤 恭之
理事	みずほ証券(株)	三谷 達也
理事	(株)みずほフィナンシャルグループ	安藤 慶昭
議員	(株)みずほフィナンシャルグループ	南 孝英
議員	(株)みずほフィナンシャルグループ	山下麻衣子
議員	みずほ証券(株)	酒井沙由美
議員	(株)みずほフィナンシャルグループ	磯部友里佳
議員(監事)	(株)みずほ銀行	関根 貴広

■互選議員

常務理事	みずほ健康保険組合	濱田 高志
理事	(株)みずほ銀行	矢野 謙一
理事	(株)みずほフィナンシャルグループ	山岡由加子
理事	みずほフィナンシャルグループ従業員組合	原 野々花
議員	みずほ証券(株)	嶋吉 生郎
議員(監事)	(株)みずほフィナンシャルグループ	達 昌宏
議員	(株)みずほフィナンシャルグループ	白井 雅孝
議員	みずほフィナンシャルグループ従業員組合	太田 悠翔
議員	みずほ証券従業員組合	石川 康太

事業の委託業者について

各種保健事業の実施にあたっては、以下の事業者へ業務委託を行います。

(株)アーテム、(株)イーウェル、(株)エス・エム・エス、(株)エム・エイチ・アイ、ガリバー・インターナショナル(株)、(株) Cure App、(株) QOLead、(株)サンプリ、(株)歯科健診センター、(株)ニチイ学館、(株)法研、MBK Wellness (株) (五十音順)

個人情報保護管理体制について

個人情報の取扱いに関しては、「個人情報の保護に関する法律」等諸法令、「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」等の厚生労働省通知、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等の関係省庁の作成した各種ガイドライン、及びみずほ健保の「個人情報保護管理規程」やプライバシーポリシー等に基づき、適正かつ厳格に管理運用いたします。

また、個人情報処理を含む業務を委託する場合には、必要な個人情報保護対策を取り、委託先監査等を通じて個人情報の保護に万全を期します。